
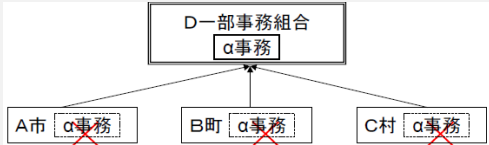
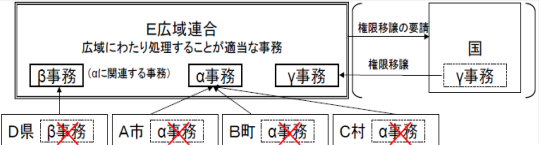


消防広域化に関する参考資料

平成29年9月27日

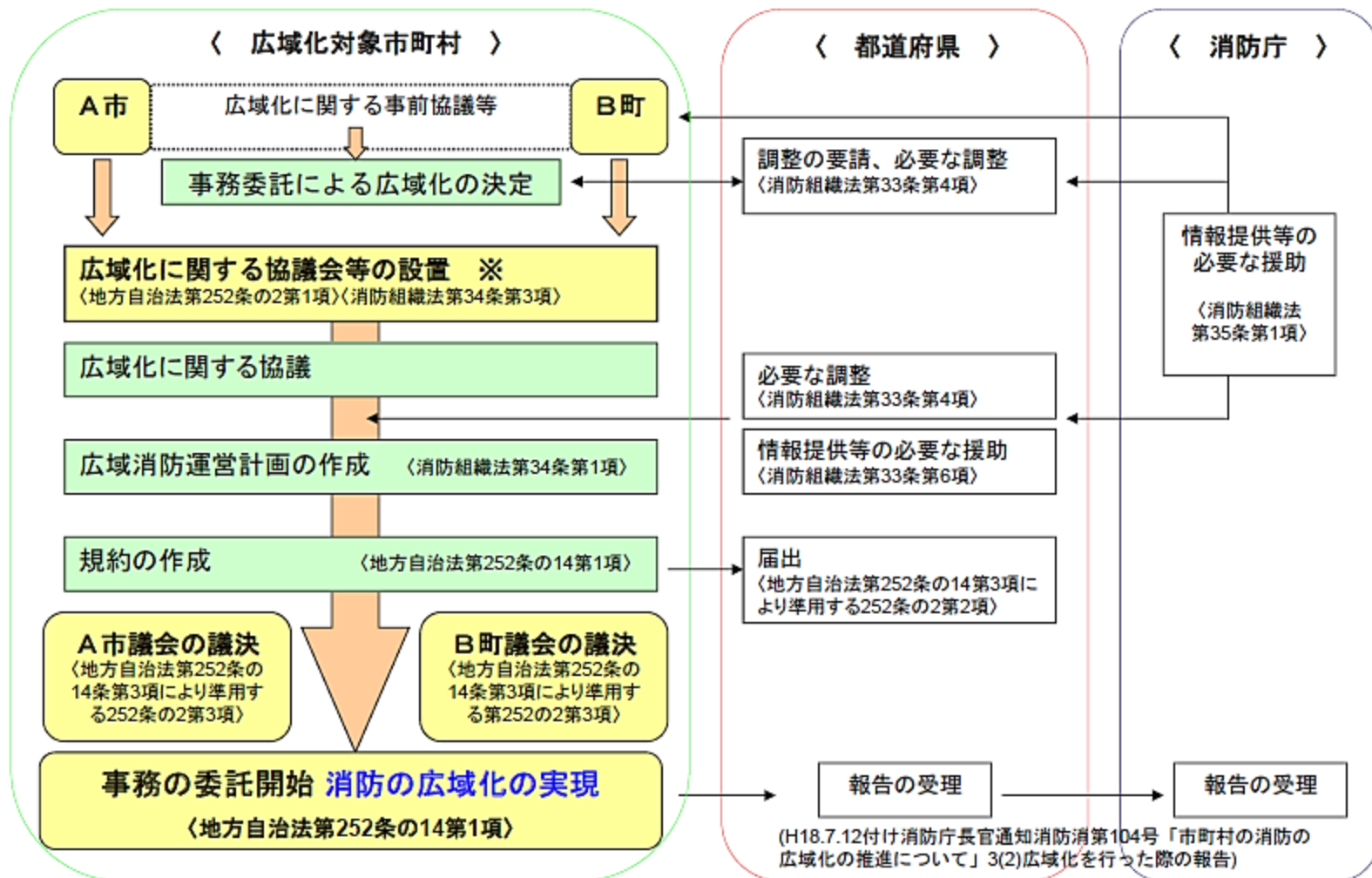
平成29年度 第4回消防力強化のための勉強会

消防広域化の各種形態

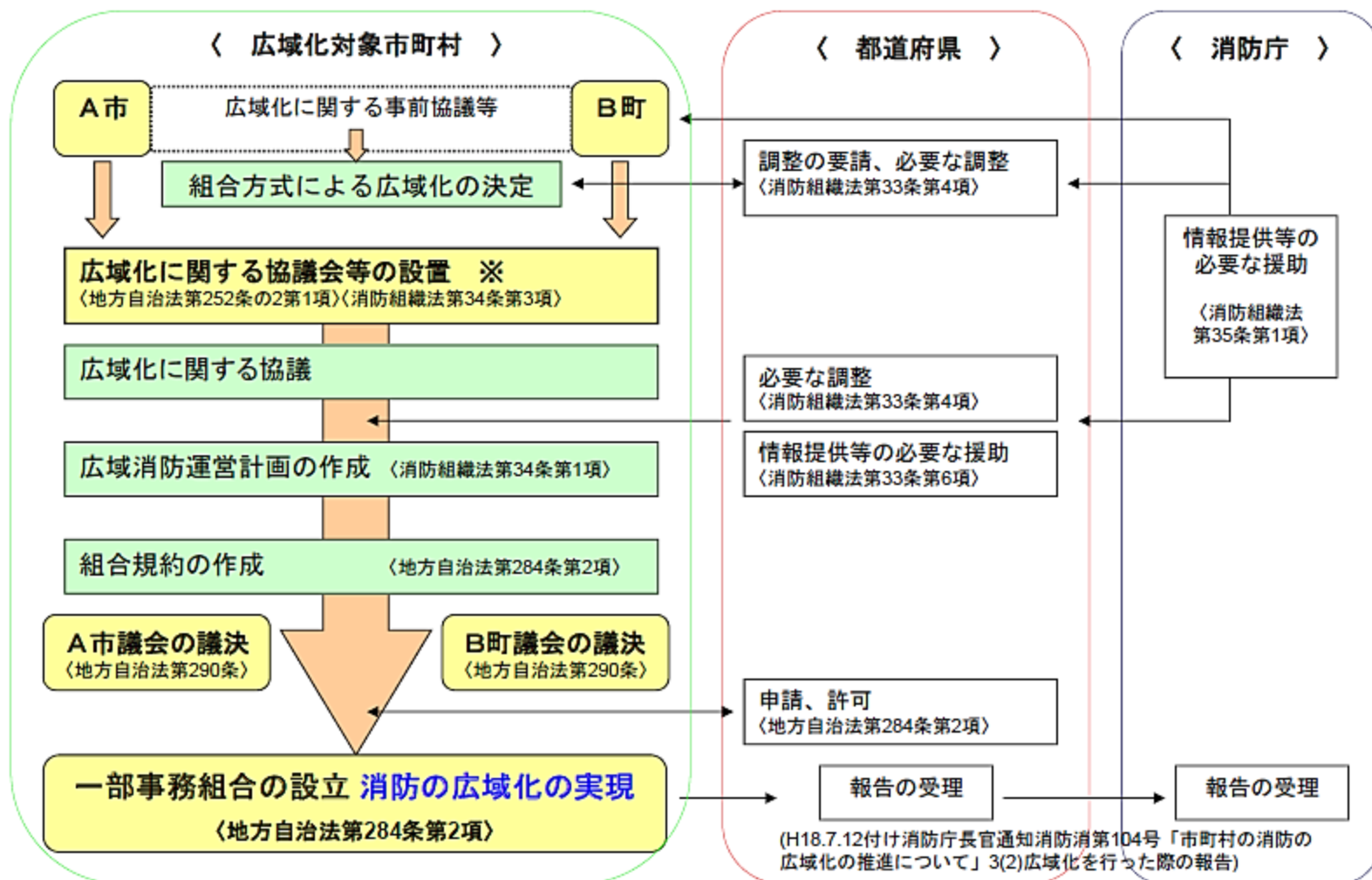
区分	事務委託	一部事務組合	広域連合
根拠法令	地方自治法第252条の14～252条の16	地方自治法第284条～第291条	地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291の13
<p>制度の概要</p> <p>普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。</p> 	<p>地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</p> 	<p>地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</p> <p>一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。</p> <p>(注)広域連合は、複数の業務を共同で処理するケースで活用されている。(介護保険、後期高齢者医療、障がい福祉、ゴミ処理、消防など)</p> 	
設置の手続	<p>・関係地方公共団体が、協議により規約を定め、議会の議決を経た上で、事務を委託する。</p>	<p>・関係地方公共団体が、議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。</p>	<p>・同左（ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議）</p>
財源	<p>委託をした団体は委託費を予算計上。受託した団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行</p>	<p>①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。</p>	<p>①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。</p>
<p>実施状況 (消防事務) H28.7.1現在</p>	<p>全国 159団体 大阪 10団体</p>	<p>全国 270組合(構成1,008団体) 大阪 5組合(構成15団体)</p>	<p>全国 22広域連合(構成114団体) 大阪 なし</p>

区 分	事務委託	一部事務組合	広域連合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の設立を要せず仕組みが簡単 ・執行が受託団体に一元化され、責任の所在が明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有し、財産の保有が可能 ・議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確 ・構成団体が同じ立場で運営に参画できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有し、財産の保有が可能 ・国からの権限委譲の受け皿となりうる ・広域計画の策定を通じ、多くの行政事務の受け皿となりうる ・広域連合への直接請求が可能
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・委託した地方公共団体の意見が委託事務の処理に反映されにくくなるおそれ ・委託側と受託側で消防力の水準が異なる場合に消防力水準をどうするか課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体が同じ立場で参画するため、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しくなるおそれ ・組合議会等、独自の組織運営事務が新たに生じる ・運営や存在が住民から見えにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・合意の形成に時間を要する ・連合議会等、独自の組織運営事務が新たに生じる ・運営や存在が住民から見えにくい

事務の委託

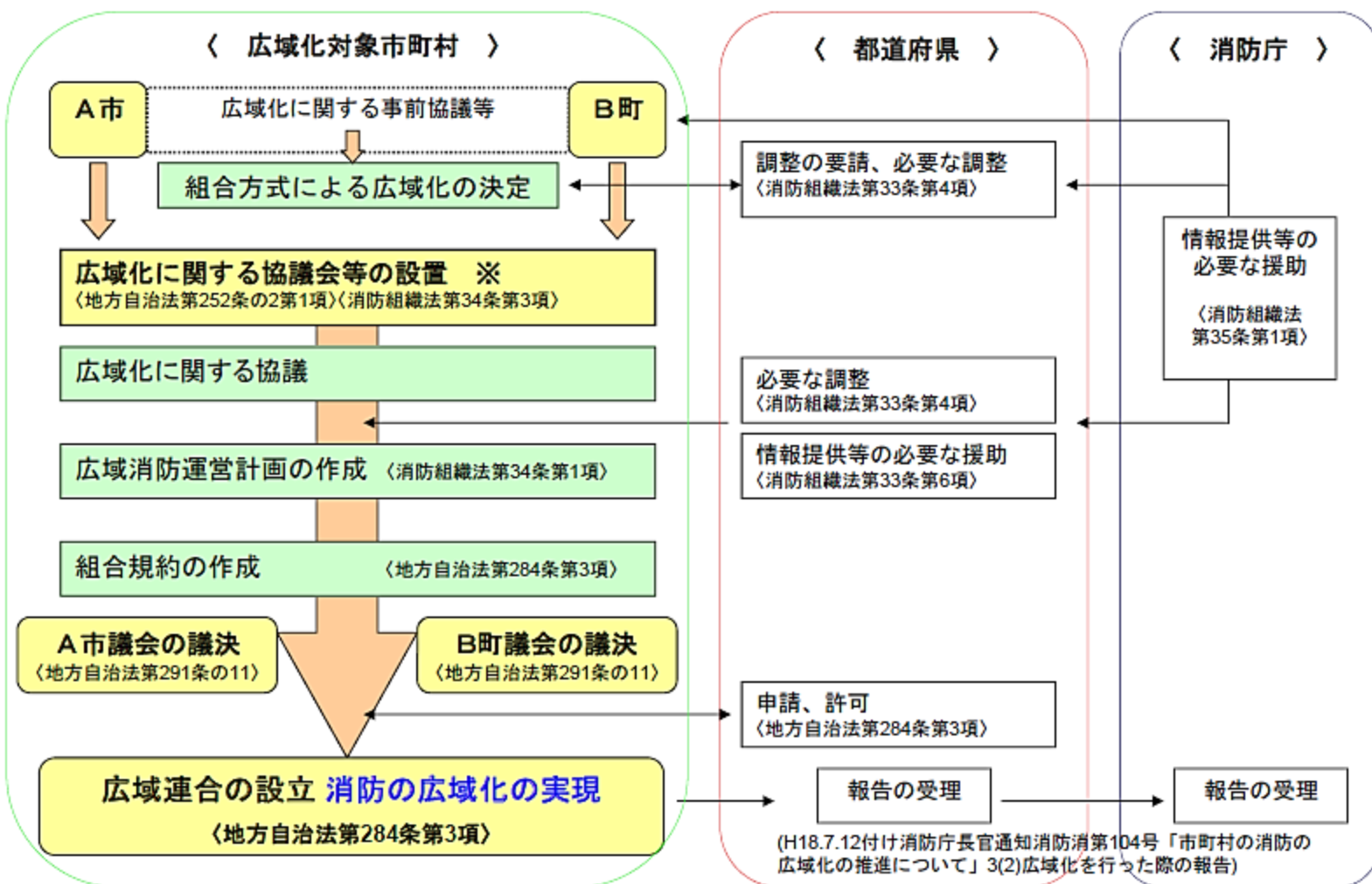


一部事務組合の設立



※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

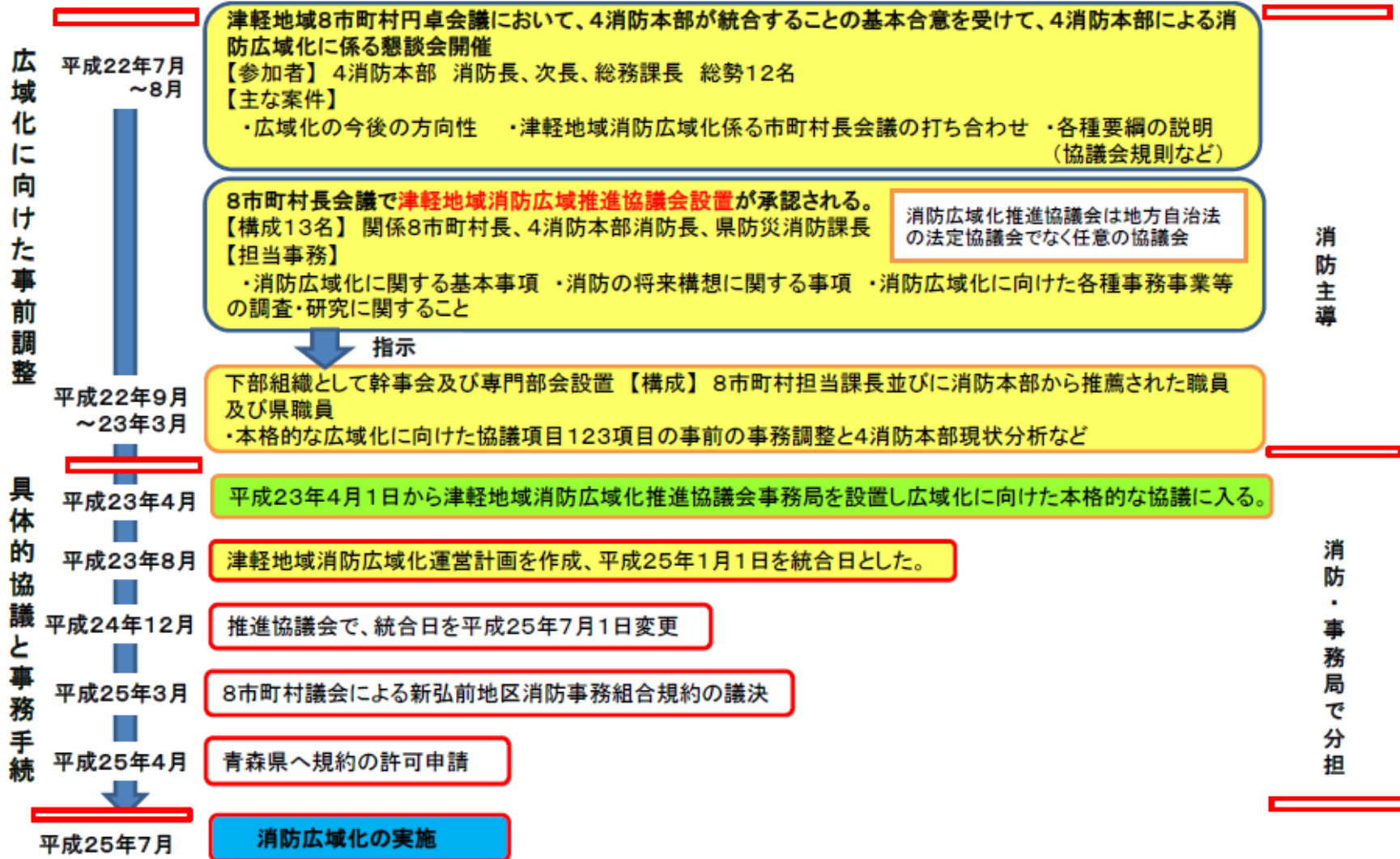
広域連合の設立



※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

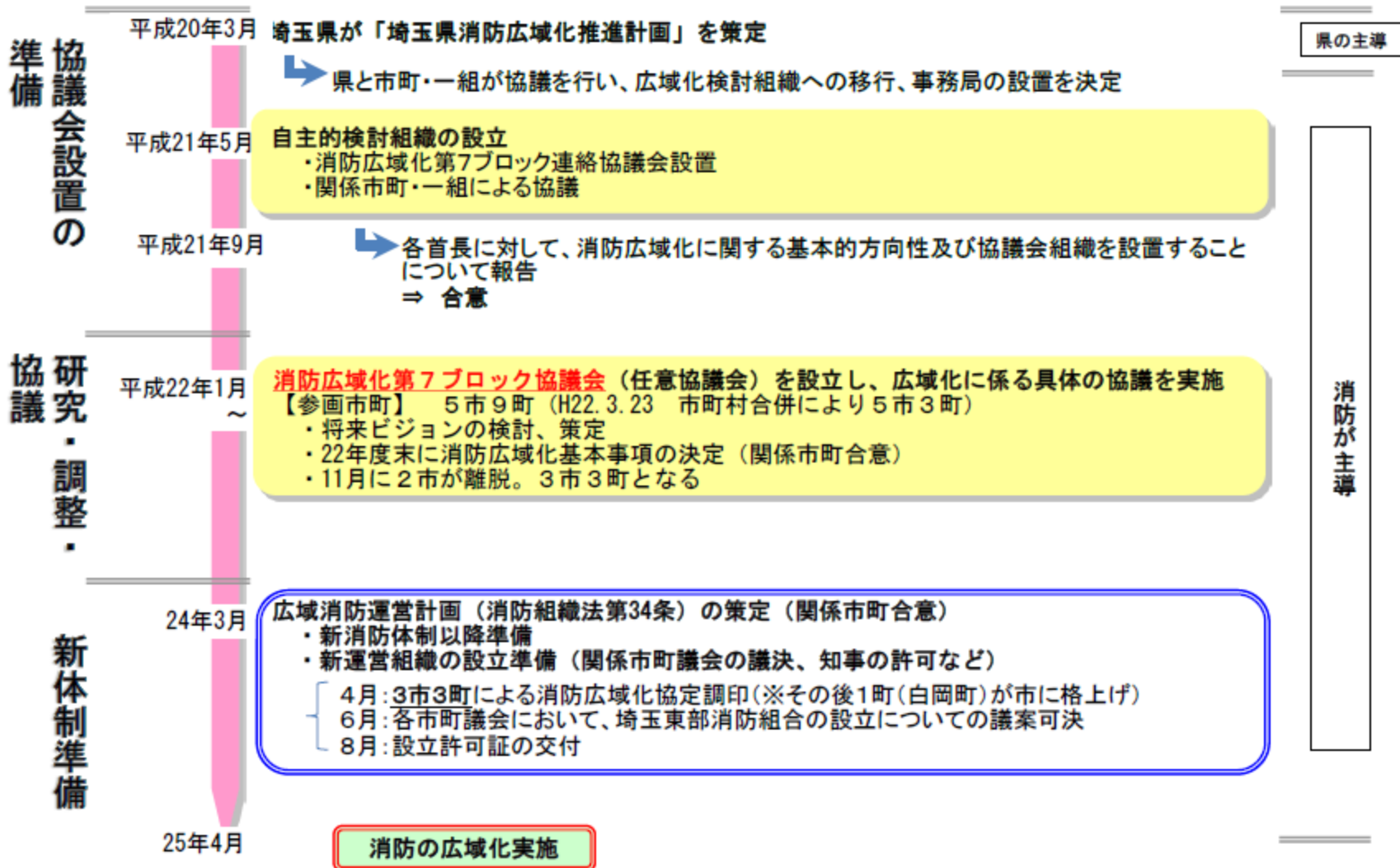
1. 弘前地区消防本部 (一部事務組合方式)

① 検討・協議の経緯



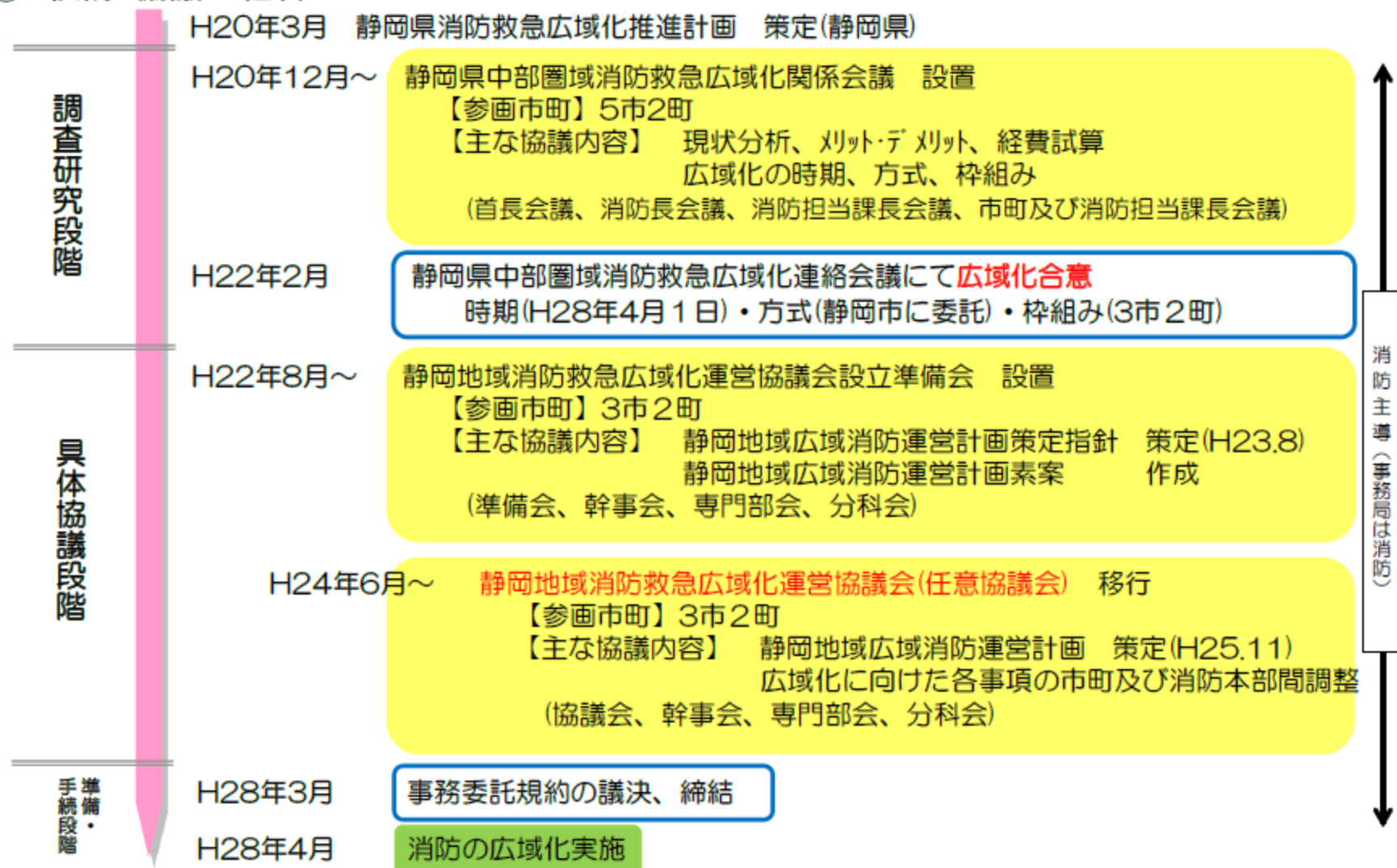
2. 埼玉東部消防組合 (一部事務組合方式)

① 検討・協議の経緯



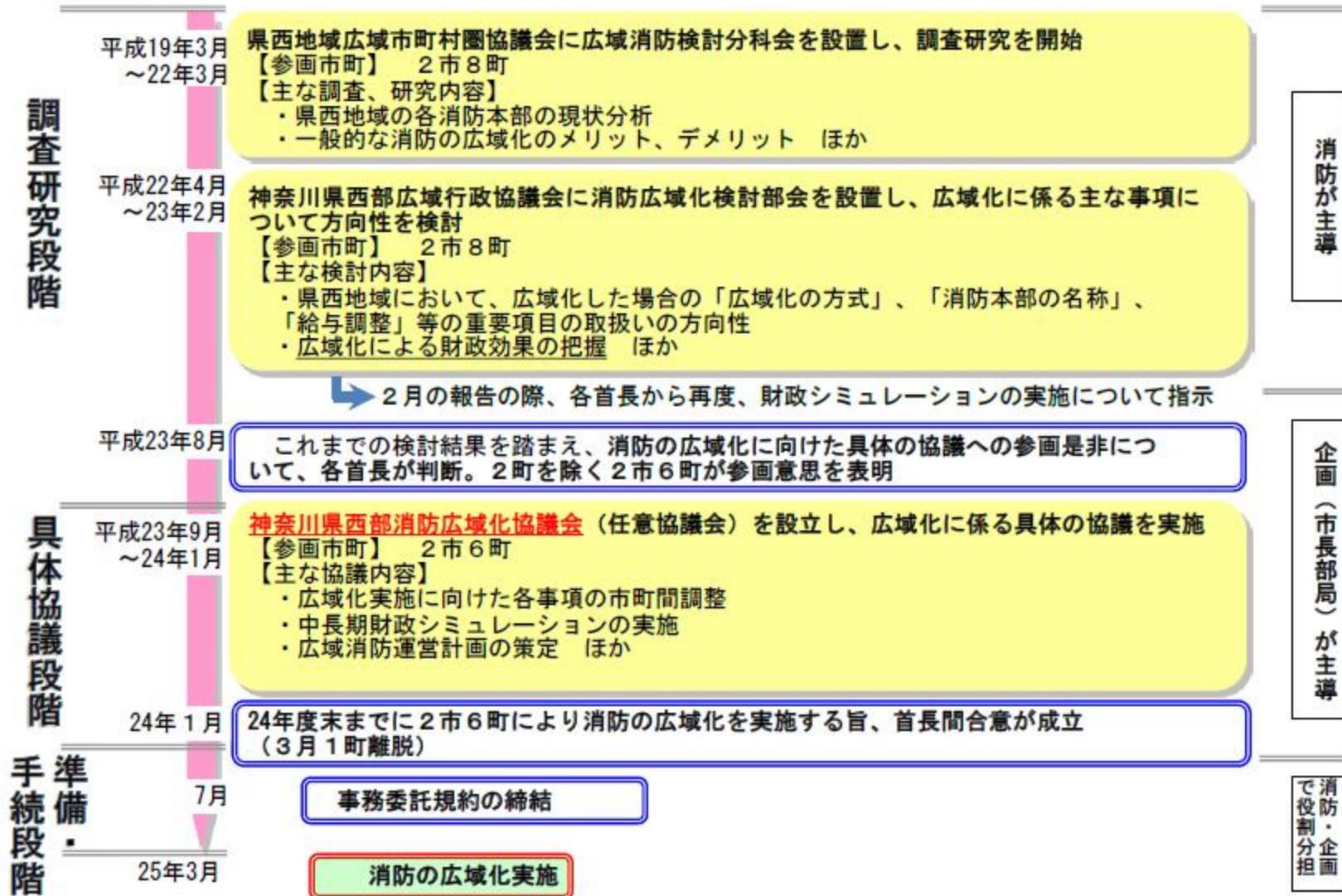
3. 静岡市消防局 (事務委託方式)

① 検討・協議の経緯



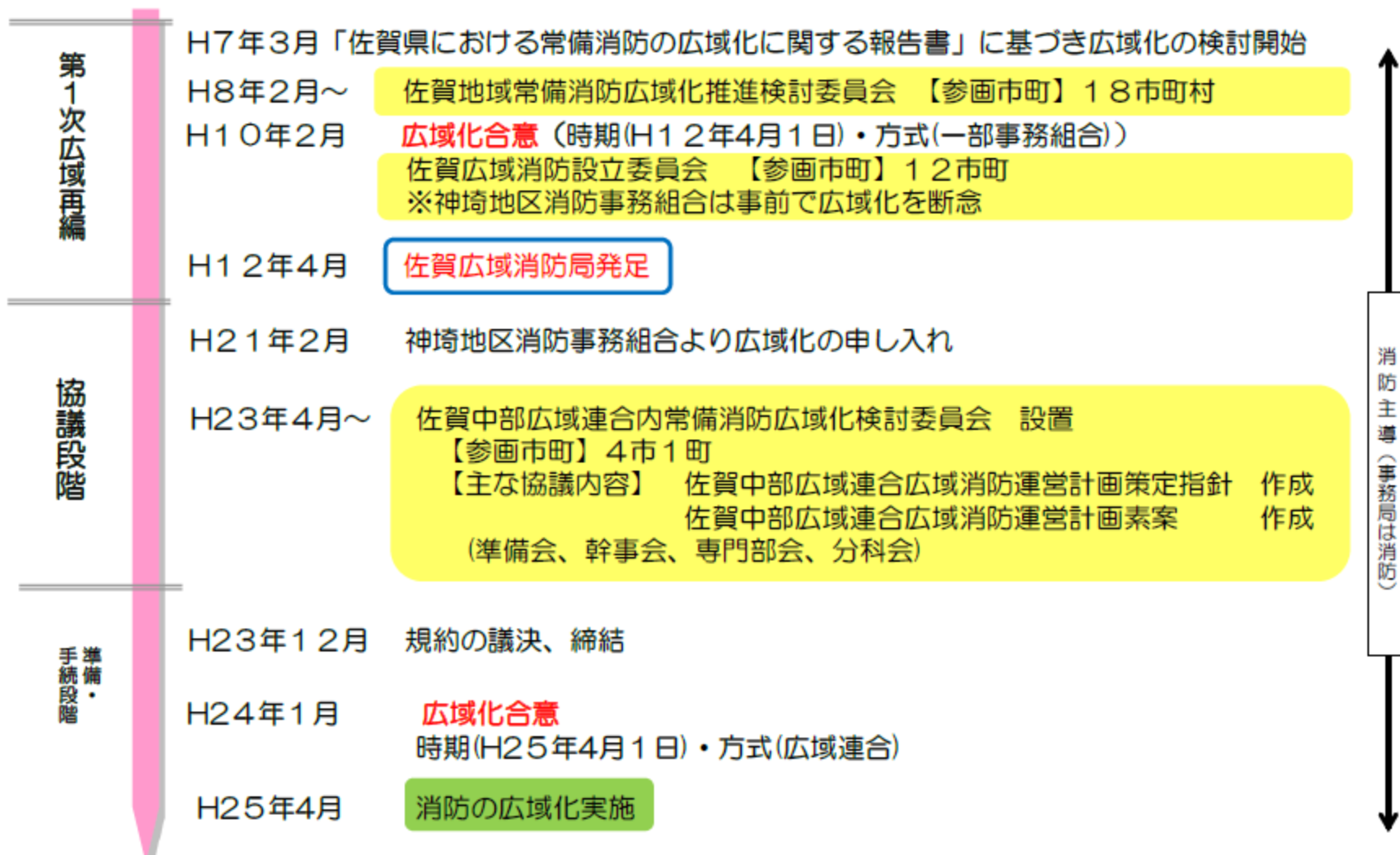
4. 小田原市消防局 (事務委託方式)

① 検討・協議の経緯



5. 佐賀広域消防局 (広域連合方式)

① 検討・協議の経緯



消防の広域化に対する財政措置(平成29年度)

市町村分

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行う。

1 消防広域化準備経費 [特別交付税]

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④ その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等
(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築
(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

- (3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債]
充当率90% [通常充当率: 75%]

4 消防指令センター(指令装置等)の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づき実施するもの。

5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

6 その他

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から平成32年度

都道府県分

1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

消防広域化による効果の例

◆奈良県広域消防組合の場合 (出典:H29.3「奈良モデル」のあり方検討委員会報告書) (構成:37市町村/管轄面積:3,361km²/管轄人口:90万人) (広域化の効果)

① 消防力の強化

- ・通信統合(H28.4)により、現場要員を55名増強(94→39名)
- ・通信統合により、消防車等の初動出動隊数を増強
(例)葛城署 2隊+応援要請 → 7隊確保
- ・非常備村であった野迫川村に分署を開設
- ・山間地域における非常通信体制を確立
- ・医大病院と連携した救急ワークステーション(救急救命士の研修の場)を設置
- ・高度救助隊(橿原署)、特別救助隊(天理署、五條署、西和署)を発足
- ・高度な資機材を整備
(例)天理署に拠点機能形成車両を配備
- ・消防救急活動において、旧管轄区域を超え、直近消防署から出動する体制を導入。現場到着時間の短縮が見込まれる。

② 財政面での効果

- ・デジタル無線整備、通信指令センター整備費用:45億円削減(88億円→43億円)
- ・平成27年度 高規格救急車5台一括購入:計850万円削減(1台あたり170万円削減。前年度比)



◆埼玉西部消防組合の場合 (出典:消防庁「消防広域化事例集」) (構成:5市/管轄面積:406km²/管轄人口:78万人) (広域化の効果)

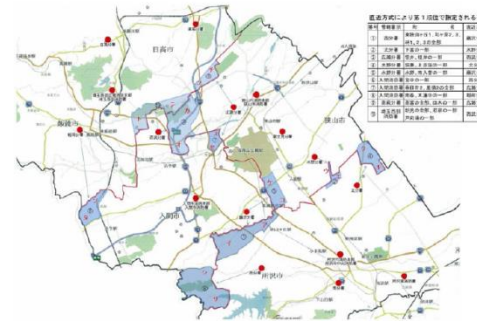
① 消防力の強化

- ・第一出動隊数を統一、初動体制を強化

普通建物火災出場体制		各消防本部は平成24年4月1日現在			
	所沢市	狭山市	入間市	埼玉広域	広域後
第1出動隊数	5台	4台	4台	3台	9台
第2出動隊数	4台	3台	2台	2台	6台
第3出動隊数	3台			2台	4台
合計 (保有台数)	12台 (12台)	7台 (9台)	6台 (6台)	7台 (10台)	19台 (36台)

※放水可能車両の出場体制

- ・現場到着時間の短縮



広域化により到着隊の集結時間の短縮が図れた主な地域

- ・通信指令部門の統一により、現場要員を58名増強
- ・高度救助隊の発足
- ・車両重複投資の回避
 - 各本部で配備していた水槽車、電源・照明車、支援車、起震車等が1消防本部の保有となり活用可能
 - 整備指針より強化配備されている特殊車両(はしご車、化学車等)の適正配置による削減

② 財政面での効果

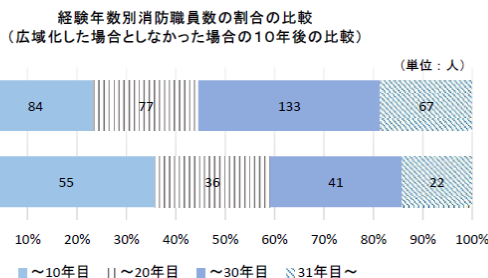
- ・特種車両の配置台数や消防車両の更新機関の見直しにより、10年間で約3億5,600万円の削減が可能
- ・消防救急デジタル無線の広域整備により、約4億4千万円削減(単独 約17億4千万円→広域化 約13億円)

◆小田原市消防本部の場合 (出典:小田原市消防本部HP「消防広域化の効果」)
(構成:7市町/管轄面積:494km²/管轄人口:31万人)

(広域化の効果)

① 消防力の強化

- ・小田原市小竹で平均4分25秒短縮するなど、旧管轄境付近を中心に現場到着時間が短縮
- ・委託6市町では、第一出動の部隊数が6隊から10隊に増加
- ・消防隊、救急隊の兼務体制を廃止し、それぞれ単独運用できるようになり、部隊の充実が図られ、第2出動、特命出動における総出動部隊数が増加することで、消防対応力が強化
- ・広域化前に発生していた救急隊全隊出動の問題が解消
- ・現場運用救命士が増員されたことから、薬剤投与追加講習への派遣人数の増が可能となり、全体の9割程度が薬剤認定救命士となったほか、MCで定められている再教育も計画的に行えるようになった
- ・広域化を機に新設した各署の消防課に予防事務を移管したことにより、予防業務面における防火管理、消防設備の一貫した指導が可能になった
- ・ベテラン職員の大量定年退職期を迎える中、旧足柄消防では、5年間で約24%の退職を迎え、消火活動力の一時的な低下が懸念されたが、広域化で職員総数が増加したことで、消防力の低下を防ぐことが可能となった



② 財政面での効果

- ・消防救急無線のデジタル化の整備費用を、単独整備に比して約3億円削減。今後の維持管理費も、平成34年までの8年間で約1.2億円削減できる見通し

◆大東市四條畷消防組合の場合 (出典:大東四條畷消防組合HP)
(構成:2市/管轄面積:37km²/管轄人口:18万人)

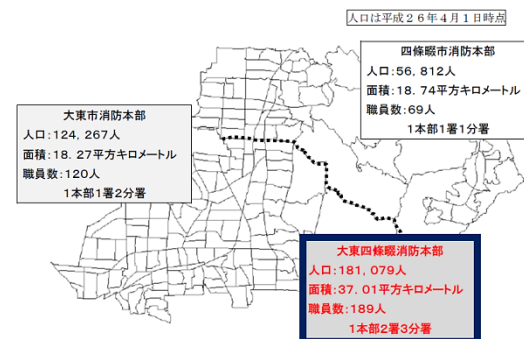
(広域化の効果)

① 消防力の強化

- ・現場到着時間の短縮(最大で4分短縮)
- ・火災等発生時の第一出場車両数が増加 (例:消防ポンプ自動車3台→5台)
- ・同時に火災が発生した場合の対応力がアップ (第2出場が可能となりました。)
- ・中高層建築物での火災対応が充実 (四條畷市内へはしご車出場)
- ・救急隊の効率的・効果的な運用が可能に (予備救急車での出場 年間127件から6件に減少)
- ・指揮隊の配置により、効率的・効果的な部隊運用が可能に
- ・救急や予防業務等、専門化による高度化が図られた
- ・本部部門(指令室含む)の一元化により、現場活動要員を12名増強
- ・特殊資器材や高度な設備の重複投資が避けられ、効率的な整備が可能となった。
- ・職員研修の計画的実施及び充実が可能となった

② 財政面での効果

- ・高機能指令施設及び消防救急デジタル無線の整備において、4億円以上の歳出削減
- ・広域化前後で経常的な経費の決算額を比べると、マイナス1.3%の財政効果が現れた



消防広域化に伴う費用負担の例

※広域化に伴う経費負担については、地域の実情に応じて様々な方法が採られているが、ここでは代表的な事例を4つ記載した

基準財政需要額をメルクマールとするケース

◆東京消防庁
(東京23区+29市町村)

【運営委託費】

基準財政需要額のうち、常備消防費(水利を除く)に係る費用の100%相当額

【初期経費】

委託に際し、東京消防庁の仕様・水準にするために必要な経費は、委託市が全額負担(ex.消防施設の改修、情報通信設備、車両資機材、被服等の整備、表示変更等)

構成市町の人口をメルクマールとするケース

◆小田原市消防本部
(小田原市など7市町)



【運営委託費】

委託市町の「人口割」を適用(本部運営経費は、小田原市を含む人口割)

【初期経費】

投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、「人口割」、「出勤区域人口割」、「各市町による実費負担」のいずれか又は組合せにより対応

旧消防本部単位での自賄い方式を基本とするケース

◆奈良県広域消防組合消防本部
(大和高田市など37市町村)

【組合運営費】

	経費種類	負担方法
1 消防本部の経費	(1) 消防本部の人件費	消防署所属負担
	(2) 消防本部の職員に係る被服費	消防署所属負担
	(3) 普通建設事業費のうち、庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関するもの	組合市町村の協議による負担
	(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の経費	基準財政需要額割負担
2 消防署等の経費		消防署所属負担
3 公債費(組合設立前に借り入れたものに限る。)		消防署所属負担
4 1から3までに掲げるもの以外の経費		基準財政需要額割負担

※上記は、全体統合(平成33年、現場部門統合)までの経過措置。全体統合後は、旧消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲し、職員数割を基本に按分する。(奈良県広域消防運営計画)

【初期経費】

組合設立時の本部庁舎の改修経費及び財務・人事システム等構築経費、高機能消防指令センター整備に係る経費は、基準財政需要額割とする。



広域化前の消防費に応じて負担割合を設定するケース

◆泉州南消防組合消防本部
(泉佐野市など6市町)

【組合運営費】

広域化前の3か年(H21~H23年度)における投資的経費を除いた決算の平均負担額(償還金を除く)をベースとした負担割合を採用

泉佐野市 29.1828/100 ~ 岬町 9.0604/100

【初期経費】

庁舎、被服等の表示変更に係る経費は、統合前年に旧本部がそれぞれ負担。通信指令装置整備及び人事給与等の情報システム関係の整備経費は、広域化に係る負担割合と同一の考え方で負担



(参考)東京都における消防事務の委託について

◆東京都における消防事務の委託状況

- 多摩地区市町村は、急速に発展する都市化への対応策として、1960年以降、東京都に消防事務(消防団、消防水利を除く)を委託して、統一的な消防体制の確立と消防基盤(人員・資機材・施設等)の強化を図っている
現在委託数:多摩地区25市3町1村(非委託化は、稲城市及び島しょ部2町7村のみ)
- 委託した市町村との間で、首長及び議会議長で構成する「三多摩地区消防運営協議会」を設置し、消防行政に係る意見交換等を行っている

◆消防事務委託の基本スキーム(H22東久留米市の場合)

《委託事務の範囲》

- 消防団及び消防水利施設の設置、維持管理を除く消防事務

《委託経費》

- 基準財政需要額の消防費のうち、常備消防費(水利費を除く)の100%相当額

《消防吏員の移管》

- 引き続き東京消防庁で勤務することに同意する者は、東京都にて消防吏員として採用。
- 採用時の階級、給与、手当等の詳細については都と委託市が協議し決定。
- 委託市は、東京消防庁の職員として採用される者の採用時の給料を基礎として計算した退職手当相当額を「退職手当準備金」として都に納付

《初期コストの負担》

- 委託に際し、東京消防庁の仕様・水準にするために必要な経費は、委託市が全額負担
(ex.消防施設の改修、情報通信設備、車両、資機材、被服等の整備、表示変更 等)

《公有財産の取扱い》

- 委託業務に供する財産は、東京都に無償譲与。なお、譲与財産に付帯する債務は委託市にて負担。
また、委託後に東京都が庁舎を建て替える場合は、新庁舎の用地又は仮庁舎の用地は委託市が用意する。

《消防団との関係》

- 消防団の設置管理主体は委託市だが、災害現場の活動に際しては東京消防庁消防総監又は消防署長の所轄のもと行動

《東久留米市の消防事務の委託(H22～)》

◇東久留米市の概況(平成28年度統計)

* 面積 12.88km² * 人口 116,867人
 * 世帯数 53,225世帯 * 火災発生件数 25件(28年中)
 * 救急件数 5,873件(28年中)

◇委託にかかる経緯

平成17年5月 「常備消防に関する事務を東京都に委託することの是非及び諸課題について(平成17年5月消防防委員会答申)」
 →将来的展望に立てば、東久留米市の常備消防は、東京都に事務委託すべきが適当

平成20年3月 「東京都消防広域化推進計画」 → 東京都における消防の広域化を推進
 平成21年6月 「東京都・東久留米市広域消防運営計画」 → 広域化後の必要事項
 平成21年7月 東久留米市から東京都へ消防事務委託依頼
 平成21年12月 「消防事務の委託に関する規約」 東京都議会議決(平成22年4月1日施行)
 平成22年4月～ 東久留米市の東京消防庁への消防事務の委託開始



◇火災・救急の発生状況の推移

年度	火 災				救 急		
	消防費	発生件数	消失面積(m ²)	損害額(千円)	り災人員	死亡者	出場件数
平成17年度	1,325,450	33	476	111,141	49	2	4,191
平成18年度	1,429,757	42	559	110,746	51	1	4,001
平成19年度	1,360,911	37	438	43,131	47	1	4,031
平成20年度	1,341,509	32	159	25,888	44	1	3,930
平成21年度	1,910,809	31	237	48,183	33	2	3,957
平成22年度	1,698,250	42	107	26,401	39	0	4,503
平成23年度	1,598,417	43	59	9,211	11	0	4,904
平成24年度	1,640,047	35	465	66,304	87	1	5,064
平成25年度	1,511,744	53	433	86,604	35	0	
平成26年度	1,572,328	27	255	35,218	28	0	5,490
平成27年度	1,618,569	24	57	13,828	38	1	5,668
平成28年度		25	219	68,751	46	1	5,873

↑ 東京消防庁へ事務委託 ↓

◇委託前後の状況

	委託前	委託後
組織名称	東久留米市消防本部	東京消防庁東久留米消防署
署所数	1本部、1署、2出張所	1本署、1出張所
職員数(定数)	118名(消防吏員116名)	132名(消防吏員130名)
車両台数	ポンプ車5台、救急車3台、救助車1台 はしご車1台、指揮隊車1台、 査察広報車等8台(うち二輪車4台)	ポンプ車4台、救急車3台、救助車1台 はしご車1台、指揮隊車1台、 査察広報車等4台
交替制	2部制	3部制
119番受信体制	東久留米市消防本部指令室	多摩災害救急情報センター(立川)
消防団・水利事務	東久留米市消防本部警防課(~H20.3)	市民部防災防犯課(H20.4~)
火災対応	消防本部署所からポンプ車4台 (応援協定により近隣市からポンプ車1台の応援)	発生場所から近い消防署所から第1出場で ポンプ車5台~8台 (応援協定区域には従来どおりポンプ車1台応援)
救急対応	消防本部保有救急車3台で対応	発生場所直近の救急隊が出場
消防団出動	市内で火災発生時に消防団本部及び 各分団3~4個分団出動 (応援協定地域では近隣消防団からの応援あり)	左に同じ
その他		消防広域化に伴い、東久留米市も東京消防庁の 管轄内となったことから、航空隊、ハイパーレス キュー、化学機動中隊等特殊部隊も災害状況に応 じて専門部隊が駆け付け